

平成 26 年度福島県ため池等放射性物質対策公募技術実証事業実施要領

平成 26 年 7 月 1 日
福島県農林水産部

1 目的

東日本大震災に起因して発生した原子力発電所の事故により、農業用ダム・ため池には、流域から流れ込んだ放射性物質が蓄積しており、農業生産等に悪影響を及ぼさないための対策が必要であるが、今回、水利用や施設管理に支障がある場合など、営農再開・農業復興の観点から放射性物質対策が必要なため池については、底質除去・拡散防止などの対策が実施可能となった。

このような中、福島県（以下「県」という）はため池等放射性物質対策技術を公募し、応募のあった技術から実用可能かつ効果的と判断されるものの実証を行い、その結果を評価・公表することにより、放射性物質対策の効果的・効率的な推進に寄与することを目的として、福島県ため池等放射性物質対策公募技術実証事業（以下「本事業」という。）を実施する。

2 用語の定義

本要領で用いる用語の定義は、下記のとおりとする。

(1) 応募技術

本事業による採用を希望し、本要領に定める申請を行った技術をいう。

(2) 採用技術

本要領に定める手続きに基づき、本事業による実施を決定した技術をいう。

(3) 技術実証

本事業内において、ため池等で実際に採用技術の実証を行い、その効果の検証を行うことをいう。

3 本事業の基本的な内容

本事業の基本事項については、以下のとおり定める。

(1) 公募の対象とする技術

県は下記の効用を期待できる技術について公募を行う。

- ア.ため池等に蓄積する放射性物質を含む底質の効果的な除去及び減容化技術
- イ.ため池等に蓄積する放射性物質を含む底質の流出防止技術

(2) 申請者の条件

本事業による技術実証を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請する技術について自ら実施する者とする。

(3) 本事業に係る申請

申請者は、別紙「平成 26 年度福島県ため池等放射性物質対策公募技術実証事業申請書記載方法」（以下「記載方法」という。）に基づき申請書を作成して、別に定める期限までに県に申請する。

(4) 技術実証に要する概算費用

ア 申請者は、下記のイに記載する条件により、技術実証に要する費用を算定し、申請書に記載すること。

イ 技術実証を行うため池の構造・規模については、下記を基準とする。

(ア) ため池の堤体形状

①構造：土構造による均一型 ②堤高 $H = 4 \text{ m}$ ③堤長幅＝全幅 3 m

(イ) 貯留水の条件

①対策実施時の貯留水深＝ 3 m

②満水面積（≒底質の溜まっているため池底面積） $A = 3,000 \text{ m}^2$

(ウ) 放射性物質による汚染状況

①底質：ため池取水口付近のセシウム 134 とセシウム 137 の合計値
 $10,000 \text{ Bq/kg}$ (乾土ベース)
汚染底質の深さ 15 cm

②水質：検出下限値を 1 Bq/リットル とした場合、溶存態は検出限界未満
(エ) ため池への進入路幅 $W = 3.0 \text{ m}$ 程度 (全幅)

(オ) 現場内作業ヤード $W = 5.0 \text{ m}$ 程度、 $L = 20.0 \text{ m}$ 程度

(5) 申請書の内容確認

県は、申請のあった案件について、申請書に必要な項目の全部が記載されているか確認する。なお、申請書受理後の記載訂正は受け付けない。

(6) 審査委員会による審査

(ア) 有識者等からなる「ため池等放射性物質対策公募技術実証事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、応募技術の審査を実施する。

(イ) 審査委員会は応募技術について書類審査(以下「一次審査」という。)を行い、このうち実用性や効果発現が高いと判断される技術を対象に、後日申請内容についてヒアリング審査(以下「二次審査」という。)を行う。

(ウ) 一次審査結果は、申請者に文書で通知する。二次審査対象とする申請者に対しては、二次審査の日時・場所を併せて通知するので、指定の日時に出席すること。

(7) 審査における基本的な考え方

ア 技術の妥当性について

(ア) 申請する技術の原理および効果が科学的根拠に基づくものであること。

(イ) 経済合理性や汎用性等から、実用可能性のあるものであること。

(ウ) 技術実証や実用に当たって、副次的な環境問題等が生じないこと。

イ 実施計画の妥当性について

(ア) 応募技術の実実施計画について、評価を行う上で必要かつ十分な内容となっていること。

ウ その他

(8) 採用技術の選定

ア 県は、審査委員会による審査の結果等を踏まえ、採用技術を選定する。採用技術件数は6件程度とする。

イ 二次審査を実施した申請者に対し、その結果を文書にて通知する。

ウ 県は、上記アにより採用した技術の申請者・技術名称等をホームページで公表する。

(9) 技術実証

ア 上記(8)により選定された申請者は、採用技術の実証を行う実施者(以下「実証実施者」という。)となり、本要領に定める内容により技術実証を行う。

イ 実証実施者は、技術実証終了後に、結果について県に報告書を提出する。報告書に記載する内容は、県が実証実施者に対して別途指示する。

(10) 結果の評価・公表

県は、採用技術の実施結果について、審査委員会の助言のもと当該技術の効果等を評価し、ホームページ等で公表する。

4 欠格要件等

上記3により決定した実証実施者が次の要件(以下「欠格要件等」という。)に該当することが明らかとなった場合、採用技術の決定を取消し、その技術に係る技術実証は実施しない。また、実証開始後に欠格要件等に該当することが明らかになった場合、実証実施者は技術実証を中止するとともに、実証実施者の責任により実証場所の原状回復等を行うこと。なお、技術実証の中止に伴い必要となる費用については、実証実施者の負担とする。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(2) 実証実施者又は実証実施者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者でないこと。

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者。

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用などしている者。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

(3) 提出書類に虚偽の記載がされている場合。

5 技術実証の費用

(1) 本事業における技術実証にかかる経費は県が負担する。

(2) 実証実施者は、県が指定する場所で技術実証を行うための費用について、定められた期日までに見積内訳書を作成して提出すること。

見積内訳書作成上の注意点は下記の通りとする。

- ア 技術実証に係る見積り費用に機器の開発費用は含めないこと。
- イ 主要機器の経費については損料扱いとし、全損計上は不可とする。
- ウ 放射性物質の流出防止対策技術において、ランニングコストが発生する場合については、見積内訳書に別途明記すること。
- エ 特許等知的財産に関する費用が発生する場合は見積内訳書に含めること。
- オ 採用技術の実施により発生する廃棄物等の処理等についても、見積内訳書に含めること。

(3) 県は、技術実証について、実証実施者から提出された見積内訳書の内容を精査の上で設計金額を定め、実証実施者と見積り合わせを行い随意契約する。なお、随意契約を行う県機関は技術実証の場所を所管する農林事務所とする。

(4) 採用技術実施前後の放射性物質のモニタリングは、県で実施する。

ただし、効果測定について特別な対応が必要と判断される場合は、県と実証実施者が協議のうえ、申請者が作成する見積内訳書に含めることとする。

6 技術実証の実施

(1) 技術実証の場所（福島県内の地域とする。）は、選定された工法等を勘案のうえ県が指定する。実証実施者は、県が指定した場所で技術実証を実施する。（技術実証を行うため池については、避難指示解除準備区域、居住制限区域となることもある。）

(2) 技術実証に伴い発生する廃棄物等の処理等は、実証実施者が適切に実施するものとする。なお、実証に伴って排水が生ずる技術の場合は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。）に定める、特定廃棄物の処分に伴い生じた排水に係る基準を満たすこと。

※特定廃棄物の処分に伴い生じた排水に係る基準

$$\left(\text{セシウム 134 濃度 (Bq/L)} \div 60(\text{Bq/L}) \right) + \left(\text{セシウム 137 濃度 (Bq/L)} \div 90(\text{Bq/L}) \right) \leq 1$$

7 知的財産等について

(1) 県は、本事業を通じて知り得た採用技術に関する情報については、国が作成を予定している「ため池等放射性物質対策マニュアル（仮称）」の作成に活用するものとする。

(2) 技術実証の実施により作成される報告書等著作物に関する著作権は、県に属する。

(3) 特許等知的財産に関して他者との調整事項がある場合は、実証実施者の責において調整を行うこととする。

(4) 採用技術について、本事業の実施中又は実施後に特許等知的財産を申請する場合は、事前に県と協議を行うこととする。

8 準拠法令

技術実証における労務管理については、「東日本大震災により生じた放射性物質に

より汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号。）に準拠するものとする。

9 免責事項

- (1) 技術実証の実施に伴い、実証実施者の機械装置に故障、破損等の損害が発生した場合は、県の故意又は重過失による場合を除き、県は責任の一切を負わない。
- (2) 実証実施者の瑕疵により第三者に被害を与えた場合は、実証実施者が責を負うものとし、県は責任の一切を負わない。ただし、県の責に帰すべき事由により生じたものについては県が負担する。
- (3) 技術実証に関する報告書等の公開により、実証実施者と第三者の間に係争が生じた場合は、県は一切の責任を負わない。
- (4) 採用技術の基本性能に関する仕様に変更された場合には、変更後の技術に対しては、技術実証に関する報告書等のデータは適用されない。

10 不明の点がある場合の疑義について

- (1) 本事業の内容について質疑事項がある場合は、質問書（別紙様式）を用い、平成26年7月14日（月）17時までに郵送（郵送の場合は必着）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 質問書に対する回答は平成26年7月18日（金）から平成26年7月25日（金）までの間、福島県農地管理課のホームページに掲載する。
ホームページのURLは以下のとおり。
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36045d/>)

11 注意点等

- (1) 申請書の作成等にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ア 申請書は、別紙記載方法に基づき作成し、2部（正本1部、写し1部）提出すること。（県から電子データの提供を求める場合もあるので対応すること。）
 - イ 申請書は郵送でのみ受け付ける。なお、郵送の際は、書留郵便等、配達記録が残るようにすること。
- (2) 応募技術の審査について
 - ア 一次審査は別紙記載方法による申請書（様式1～8）のみにより行う。様式以外に添付された資料は審査対象としない。
 - イ 審査の経過に関する問い合わせは、受け付けない。
- (3) 本事業は採用技術や応募技術を客観的に評価するものであり、技術実証以後の何らかの業務受注を保障するものではない。

12 公募期間

平成26年7月1日（火）から7月25日（金）※当日消印有効

13 今後のスケジュール（予定）

スケジュールについては、下記を予定している。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| (1) 一次審査（書類審査） | 平成 26 年 7 月下旬～8 月下旬 |
| (2) 二次審査（ヒアリング審査）及び採用技術の決定 | 平成 26 年 9 月上旬 |
| (3) 実証工法の実施 | 平成 26 年 10 月上旬～12 月 |
| (4) 実証結果とりまとめ | 実証開始～平成 27 年 1 月 |
| (5) 実証結果の公表 | 平成 27 年 3 月 |

1 4 申請書の不受理について

次の要件に該当する場合は、申請書を受理しない。

- (1) 申請書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- (2) 申請書の様式及び記載内容に不備があった場合。

1 5 申請書提出先及び問い合わせ先

〒960 - 8670 福島市杉妻町 2 番 16 号(西庁舎 6 階)

福島県農林水産部農地管理課 先崎主任主査、佐々木副主査

電話 024-521-7419 F A X 024-521-7943

電子メール nochikanri@pref.fukushima.lg.jp